

証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（勧誘の相手方が多数である場合）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。</p> <p>2 前項の場合における人数の計算については、次に掲げるすべての要件に該当する場合には、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、第一条の五、第一条の七第二号及び第十八条の二第一号において同じ。）を除くものとする。</p> <p>一 当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。</p> <p>二 次に掲げる旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。</p> <p>イ 当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないこと。</p> <p>ロ 当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他</p>	<p>（勧誘の相手方が多数である場合）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（次項、第一条の六及び第三条の三第一項において単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。</p> <p>（新設）</p>

の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三 当該有価証券（次条第一項第一号に掲げる有価証券を除く。）に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合であること。

3 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二條第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、監査役、執行役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一 当該会社が発行者である有価証券が法第二十四條第一項各号のいずれかに該当する場合 勧誘の相手方である当該会社等の取締役、監査役、執行役又は使用人

二 当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当し

2 前項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二條第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一 当該会社が発行者である有価証券が法第二十四條第一項各号のいずれかに該当する場合 勧誘の相手方である当該会社等の取締役又は使用人

二 当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当し

ない場合 勧誘の相手方である次に掲げる者

イ 当該会社等の取締役、監査役又は執行役

ロ 当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。

）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。））、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第二条の二の二において同じ。））、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。以下この条、第一条の七、第三条

ない場合 勧誘の相手方である次に掲げる者

イ 当該会社等の取締役

ロ 当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。

）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一 株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。））、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第

の二の二及び第十七条の三の二において同じ。)(若しくは新株予約権証券(法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。)(又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。)

() 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券、当該新株引受権証券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券(以下この号において「当該株券等」という。)(の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当する株券又は外国出資証券(当該発行者が株式(優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。)(若しくは出資に係る利益(剰余金を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。)(若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限り、(を既に発行している者でないこと。

ロ 当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家

三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。)(を含む。第一条の七及び第三条の二の二において同じ。)(、新株引受権証券(優先出資法に規定する優先出資引受権証券を含む。第一条の七、第三条の二の二及び第十七条の三の二において同じ。)(、新株予約権証券、新優先出資引受権証券(資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。第一条の七及び第三条の二の二において同じ。)(、新株予約権付社債券、転換特定社債券(資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。以下この条において同じ。)(、新優先出資引受権付特定社債券(資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下この条及び第一条の七において同じ。)(その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二 法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三 社債券(資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券(第三十二条の二第四号において「投資法人債券等」という。)(を含み、新株予約権付社債券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。)(で、前二号に掲げる有価証券(当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り、(により償還することができる旨の特約が付されているもの

四 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が前号イに定める要件に該当すること。

ロ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。第一条の七において同じ。）である場合であつて、資産流動化法に規定する特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。第一条の七及び第三条の二の二において同じ。）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合に譲渡が禁止される旨の制限が付され

ていることその他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合であること。

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

(少人数向け勧誘に該当しないための要件)

第一条の六 (略)

2 前項の場合における人数の計算については、第一条の四第二項及び第三項の規定を準用する。

(少人数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号口に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券、新株引受権証書若しくは新株予約権証券又は外国出資証券 当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券(以下この号において「当該株券等」という。)の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する株券又は外国出資証券若しくは出資に係る利益若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金を

(少人数向け勧誘に該当しないための要件)

第一条の六 (略)

2 前項の場合における人数の計算については、第一条の四第二項の規定を準用する。

(少人数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号口に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券、新株引受権証書若しくは新株予約権証券(法第一条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この条及び第三条の二の二において同じ。)又は同号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国出資証券」という。) 当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券(以下この号において「当該株券等」という。)の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十

もつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限り、()を既に発行している者でない場合

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券(法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。)で新株予約権又は新優先出資引受権等が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券(当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、資産流動化法に規定する特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し又

七条において準用する場合を含む。()のいずれかに該当する株券又は外国出資証券(当該発行者が株式(優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号において同じ。))若しくは出資に係る利益(剰余金を含む。以下この号において同じ。))若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限り、()を既に発行している者でない場合

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券(法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。)で新株予約権又は新優先出資引受権(資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下この号において同じ。))若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利(以下この号において「新優先出資引受権等」という。))が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券(当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、資産流動化法に規定する特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し又

は買い付けた者（第一条の四第二項の規定により人数の計算から除かれる適格機関投資家を除く。）が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三 (略)

(均一の条件で多数の者を相手方とする場合)

第一条の八 (略)

2 前項の場合における人数の計算については、第一条の四第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「取得の申込みの勧誘」とあるのは「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘」と、「勧誘の相手方」とあるのは「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘の相手方」と読み替えるものとする。

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合（第二項の規定による承認が行われている場合を除く。）において、その者が更生手続開始の決定を受けた者であると認め、かつ、当該申請が当該更生手続開始の決定があつた日後三月以内に行われた場合には、当該更生手続開始の決定があつた日の属する事業年度に係る有価証券報

は買い付けた者が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三 (略)

(均一の条件で多数の者を相手方とする場合)

第一条の八 (略)

2 前項の場合における人数の計算については、第一条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「取得の申込みの勧誘」とあるのは「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘」と、「勧誘の相手方」とあるのは「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘の相手方」と読み替えるものとする。

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認)

第四条 (略)

2・3 (略)

(新設)

告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

- 5| 第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、第二項及び第三項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度（その直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間（その直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第七条 （略）

2~4 （略）

- 5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

- 4| 第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前二項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において

、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間（その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度（その日が事業年度」とあるのは「特定期間（その日が特定期間」と、「直前事業年度（その直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間（その直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、前項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第七条 （略）

2~4 （略）

- 5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一 会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第四号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの）（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。

二 担保権の実行による特定買付け等

三 特定買付け等（法人その他の団体（以下この項、第九条及び第十五条の三において「法人等」という。）が行う場合に限る。）であつて次に掲げる者から行うもの

イ 当該特定買付け等を行う者に対して当該特定買付け等を行う者の総株主の議決権（第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下第九条並びに第十五条の三第一項第一号及び二並びに第二項において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（以下この項において「特別支配関係」という。）にある法人等（以下この項において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

ロ 当該特定買付け等を行う者の親法人等に対して特別支配関係を有する法人等

四 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等

一 会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該関係法人等（特別関係者を除く。）から行う当該他の会社が発行者である株券等の当該特定買付け等

五 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第一項本文に規定する公開買付けをいう。）によらな

いで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)

(特別の関係)

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

- 一 (略)
- 二 その者（その者の親族を含む。）が法人等に対して当該法人等の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の

(新設)

- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)

(特別の関係)

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

- 一 (略)
- 二 その者が法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）に対して当該法人等の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条並びに

名義をもつて所有する関係（以下この条において「特別資本関係」という。）にある場合における当該法人等及びその役員（取締役、監査役、執行役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）

2～5 (略)

(証券会社と密接な関係を有する者)

第十五条の三 法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第三十二条の二 法第百六十六条第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 第二十七条の四第二号に掲げる有価証券のうち投資信託及び投

第十五条の三第一項第一号ロ及びニ並びに第二項において同じ。の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この条において「特別資本関係」という。）にある場合における当該法人等及びその役員（取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）。

2～5 (略)

(証券会社と密接な関係を有する者)

第十五条の三 法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第三十二条の二 法第百六十六条第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 第二十七条の四第二号に掲げる有価証券のうち投資法人債券等

資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で
投資法人債券に類する証券

(議決権の代理行使の勧誘)

第三十六条の二 証券取引所に上場されている株式の発行会社の株式
につき、自己又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧
誘(以下「議決権の代理行使の勧誘」という。)を行おうとする者
(以下「勧誘者」という。)は、当該勧誘に際し、その相手方(以
下「被勧誘者」という。)に対し、委任状の用紙及び代理権の授与
に関し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した
書類(以下「参考書類」という。)を交付しなければならない。

2 勧誘者は、前項の規定による委任状の用紙又は参考書類の交付に
代えて、当該被勧誘者の承諾を得て、当該委任状の用紙又は参考書
類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情
報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの(以下
この条において「電磁的方法」という。)により提供することがで
きる。この場合において、当該勧誘者は、当該委任状の用紙又は参
考書類を交付したものとみなす。

3 勧誘者は、前項前段の規定により同項に規定する事項を提供しよ
うとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当
該被勧誘者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、
書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

4 前項の規定による承諾を得た勧誘者は、当該被勧誘者から書面又

(新設)

は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該被勧誘者に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該被勧誘者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第一項の委任状の用紙の様式は、内閣府令で定める。

(委任状の用紙及び参考書類の提出)

第三十六条の三 勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付する場合(内閣府令で定める場合を除く。)においては、直ちに、これらの書類の写し(これらの書類の作成に代えて電磁的記録(法第二十八条の二第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。))の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の七において同じ。(を金融庁長官に提出しなければならない。)

(新設)

(虚偽記載のある書類等による勧誘の禁止)

第三十六条の四 勧誘者は、その作成の時期に照らし、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類若しくは電磁的記録(第三十七条第一項において「委任状の用紙等」という。)を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行つては

(新設)

ならない。

(参考書類の交付の請求)

第三十六条の五 株式の発行会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合において、当該会社の株主は、当該会社に対し、当該会社の定める費用を支払つて、参考書類の交付を請求することができる。

2 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の場合における参考書類の交付について準用する。

(適用除外)

第三十七条 第三十六条の二から前条までの規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 当該株式の発行会社又はその役員のうちいずれでもない者が行う議決権の代理行使の勧誘であつて、被勧誘者が十人未満である場合
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による広告を通じて行う議決権の代理行使の勧誘であつて、当該広告が発行会社の名称、広告の理由、株主総会の目的たる事項及び委任状の用紙等を提供する場合のみを表示する場合
- 三 他人の名義により株式を有する者が、その他人に対し当該株式の議決権について、議決権の代理行使の勧誘を行う場合

2 前項第一号に規定する場合における被勧誘者の人数の計算については、同項第三号に該当する場合における当該被勧誘者を除くもの

(新設)

(その他の事項)

第三十七条 法第百九十四条の政令は、別に定めるところによる。

とする。

(議決権の代理行使に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の七 長官権限のうち第三十六条の三第一項の規定による書類の写しの受理は、勧誘者の住所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

(新設)